

緊急事態宣言の解除に伴う市長コメント

京都府に発令されている新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が、6月20日をもって解除され、まん延防止等重点措置が7月11日までの間、発令されることとなりました。

まん延防止等重点措置における京都府の要請を踏まえ、市の施設については、感染拡大防止措置を講じた上で、利用制限を緩和します。

また、市民のワクチン接種については、現在、順調に進んでいるところですが、一日でも早く希望される市民の皆さま全員の接種が完了できるよう、取組を進めてまいります。

緊急事態宣言は解除されましたが、市民の皆さんには、「一人ひとりが、うつらない、うつさない行動」をお願いいたします。

私としても引き続き、市民の皆さんの命と健康、そして地域経済を守る行動に全力であたってまいります。

みんなで支えあい、気持ちをひとつにして、新型コロナウイルスに打ち勝ち、この困難をともに乗り越えていきましょう。

令和3年6月18日

宮津市長 城崎雅文